

社援基発 0929 第 1 号
平成 29 年 9 月 29 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
（ 公 印 省 略 ）

社会福祉法人における介護職種の技能実習生の受入れ等について

平成 28 年 11 月 28 日付けで「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）及び「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 88 号。以下「入管法改正法」という。）が公布されたところです。

技能実習制度については、本日、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令」（平成 29 年法務省・厚生労働省令第 5 号）が公布され、技能実習法の施行の日（平成 29 年 11 月 1 日）に、対象職種に介護職種が追加することとされたところです。技能実習制度は、開発途上地域等への技能等の移転を図り、その経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする制度として、我が国の国際貢献において重要な役割を果たしており、技能実習制度の対象職種への介護職種の追加についても、技能実習制度の趣旨に沿って実施されるものです。

一方、入管法改正法による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「改正入管法」という。）では、専門的・技術的分野の外国人の積極的受入れと留学生の活躍支援という観点から、本年 9 月 1 日より、我が国の介護福祉士の資格を有する外国人を対象とする「介護」という在留資格を設け、介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士の国家資格を取得した外国人が、介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動を行うことが可能となりました。

こうした中、社会福祉法人（以下「法人」という。）においても、介護職種の技能実習生や在留資格を持つ外国人介護福祉士を受け入れることが考えられるため、具体的な運用に当たっての留意事項について、下記のとおりとりまとめたところです。つきましては、各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、本通知の内容等を御了知いただき、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。

記

1 法人が運営する施設等における介護職種の技能実習生の受入れについて

(1) 基準等の遵守等

技能実習制度の対象職種への介護職種の追加は、技能実習制度の趣旨に沿って人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力の推進を図ることを目的とするものである。法人が運営する施設等において介護職種の技能実習生の受入れを行う際には、「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」（平成 29 年厚生労働省告示第 320 号）及び『「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等』について」（平成 29 年 9 月 29 日社援発 0929 第 4 号、老発 0929 第 2 号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）を遵守すること。

(2) 費用の支弁

法人が、介護職種の技能実習生を受け入れるに当たり、実習実施者として監理団体の会員又は組合員になること等に伴い必要となる監理費を支出することは認められるものであること。また、監理団体が実習実施者から監理費以外を徴収することは、技能実習法において禁止されており、実習実施者として支出することは認められないので留意すること。

一方、法人が、監理団体を通じることなく、企業単独型技能実習として海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を介護職種の技能実習生として受け入れることは、法人が行う事業から生じた収益を法人外へ拠出することができないものとされていることから想定されないものであること。

(3) 送出国における介護技能実習生候補者に対する支援等

法人が、介護職種の技能実習生の受入れを円滑に進めるため、送出国の送出機関や準備機関（以下「送出機関等」という。）と連携し、研修事業の委託や、講師の派遣等を通じて、介護職種の技能実習生候補者の送り出しへの支援等を行うことも考えられる。こうした支援等は、「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号、社援第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知。以下「認可通知」という。）第 1 の 2（2）ケに規定する「社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）」（以下「人材育成事業」という。）として、法人が行う公益事業の一つとして考えられる。

このため、定款において人材育成事業を事業として規定していない法人が、こうした支援等を行うには、新たに同事業を加える定款変更の手続きが必要となるので留意すること。

また、事業の実施に当たっては、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであることや、当該法人の行う社会福祉事業に対して従たる地位にあることが必要である等、認可通知等に規定する公益事業の条件を遵守する必要があること。

加えて、送出機関等への出資等については、法人が行う事業から生じた収益を法人外へ抛出することができないとされていることから想定されないものであること。

2 法人が運営する施設等における在留資格を持つ外国人介護福祉士の受入れについて

(1) 制度的位置付け

改正入管法においては、専門的・技術的分野の外国人の積極的受入れと留学生の活躍支援という観点から、介護の分野においても、我が国の介護福祉士の資格を有する外国人を対象とする「介護」という在留資格を設けるものである。このため、法人が運営する施設等において在留資格を持つ外国人介護福祉士を受け入れることについては、国内における介護福祉士の採用と位置付けが異なるものではないこと。

また、法人が、現に人材育成事業として介護福祉士養成施設の運営等を行っており、外国人留学生を受け入れる場合については、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」(平成20年3月28日社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知)及び「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」(平成20年3月28日付け文科高第918号、社援発第0328002号)の別添2のIの6の(9)に留意すること。

加えて、事業の実施に当たっては、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであることや、当該法人の行う社会福祉事業に対して従たる地位にあることが必要である等の認可通知等に規定する公益事業の条件を遵守する必要があること。

(2) 送出国における留学生候補者に対する支援等

法人が、外国人留学生候補者の受入れや、実習に対する支援を行う場合において、送出国の日本語学校等の教育機関等(以下「教育機関等」という。)と連携し、留学生候補者に対する支援等を行うことも人材育成事業の一つとして考えられる。この場合、(1)と同様、事業の実施に当たっては、認可通知等に規定する公益事業の条件を遵守する必要があること。加えて、教育機関等への出資等については、法人が行う事業から生じた収益を法人外へ抛出することができないとされていることから想定されないものであること。